

平成 26 年 1 月 31 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、上場会社に内部者取引規制に係る社内体制の再点検等を求める制度の整備に伴う「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正を行います。

概要は次のとおりです。

「上場会社に内部者取引規制に係る社内体制の再点検等を求める制度の整備に伴う「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 26 年 3 月 1 日（土）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 26 年 3 月 1 日（土）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 26 年 3 月 1 日（土）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

上場会社に内部者取引規制に係る社内体制の再点検等を求める制度の整備に伴う「有価証券の売買等の審査に関する規則」の一部改正について

平成26年1月31日
証券会員制法人 札幌証券取引所

I 趣旨

平成24年12月に公表された金融審議会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループによる報告書「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」を踏まえ、本所は、上場会社の役職員等の行為が内部者取引に該当するとして行政庁により措置がなされた場合等においては、当該上場会社における内部者取引等の未然防止に向けた体制整備に資することを目的として、当該上場会社に対し、社内体制の再点検等を求めることとします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 上場会社の役職員等による内部者取引規制違反に対する行政庁による措置等に伴い再点検の実施等を求めること	<ul style="list-style-type: none">上場会社の役職員等の行為が、会社関係者による内部者取引に該当するなどとして、行政庁により課徴金納付命令勧告その他の措置がなされた場合において、必要があると認めるときは、当該上場会社に対し、社内体制について再点検を実施するよう求めるものとします。また、再点検を求めた場合には、当該上場会社において社内体制に問題がないと判断した場合にはその旨を、問題があると判断した場合には改善措置等を記載した文書による報告を求めるものとします。本所が、有価証券の売買等の審査の結果、上場会社の役職員等の行為が内部者取引等に該当するおそれがあると認められた場合であって、行政庁による措置に至らなかったときにも、必要があると認められた場合には、当該上場会社に対し、上記の再点検の実施を求めるものとします。	<ul style="list-style-type: none">内部者取引に限らず、不正な情報提供行為や取引推奨行為に該当するとされた場合も同様の取扱いとします。社内体制についての再点検の結果に関する文書による報告は、行政庁により課徴金納付命令勧告その他の措置がなされた場合のみ求めるものとします。
2. その他	<ul style="list-style-type: none">その他所要の改正を行います。	

III 実施時期（予定）

平成26年4月1日から施行します。

以上